

平成 26 年度第 8 回浦川原区地域協議会 会議日程

と き 12 月 19 日 (金) 18 時 30 分～

ところ 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4、5

1 開 会 (:)

○会議の成立確認(成立出席委員数 6 人) 出席委員数 人 欠席委員数 人

○会議録の内容確認者の指定 確認委員の氏名 五十嵐 輝義 委員

2 報 告

(1) 会長報告

- ① 浦川原区における小学校の統合にかかる答申の提出について(資料 1)
- ② 浦川原区町内会長連絡協議会・地域協議会合同研修会について(資料 2)
- ③ 地域協議会会長会議の報告について(資料 3)

(2) 委員報告

(3) 市からの報告

- ① 浦川原区における小学校の統合にかかる方針決定の通知について(資料 4)
- ② 通院支え合いモデル事業の廃止について(資料 5)
- ③ 浦川原区における投票所の変更について(資料 6)

3 協 議

(1) 地域活動支援事業活用事業報告会の開催について(案)

・日時 平成 27 年 2 月 22 日 (日) 13 時 30 分から

・会場 浦川原コミュニティプラザ 市民ホール

※当日の午前中に、第 10 回地域協議会を開催する。

(2) 次回の開催日について(案)

・日時 平成 27 年 1 月 23 日 (金) 午後 6 時 00 分から

・会場 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4、5

4 その他

5 閉 会 (:)

資料 1

平成 26 年 11 月 21 日

上越市長 村山 秀幸 様

浦川原区地域協議会
会 長 藤田 宏 禎

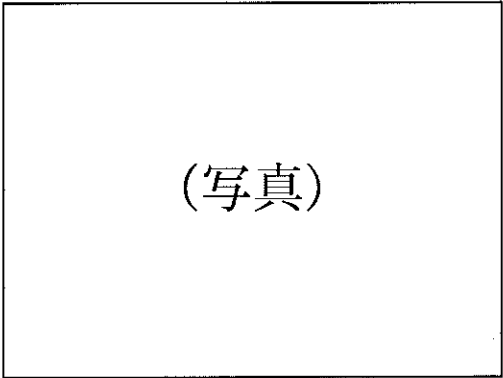
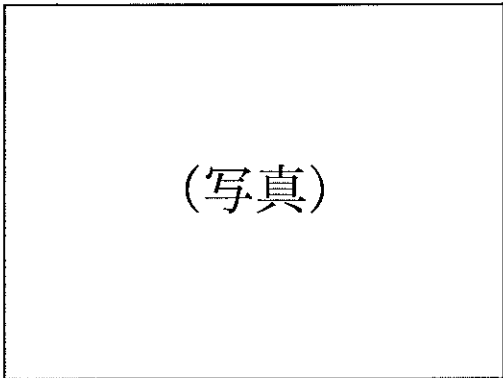
浦川原区の小学校の統合について（答申）

平成 26 年 11 月 10 日付け上教総第 6687 号、諮問第 62 号：浦川原区の小学校の統合について、平成 26 年 11 月 21 日開催の地域協議会で審議した結果、適当と答申します。

『浦川原区町内会長連絡協議会・浦川原区地域協議会合同研修会』について(開催結果)

- 日 時：平成 26 年 11 月 26 日 (水) 午後 3 時 30 分から
- 場 所：浦川原コミュニティプラザ 4 階 市民活動室 4、5
- 出席者数：町内会長 25 人 (代理者含む)
 地域協議会委員 6 人 (町内会長重複者除く)
 一般傍聴者 1 人 (町内会役員)
- 内 容：地域自治をテーマとした講演会
 演題：『地域自治のこれまで・これから』
 講師：滋賀大学 経済学部 准教授 宗野 隆俊 先生
- 参加者からの意見、質問等 (抜粋)

参加者からの意見	講師のコメント
市町村合併時に各区に配分された地域事業枠が、約束の期間を待たずに廃止された経過をどう思うか。	財政が厳しくなった事情は分かるが、13 区が合併したことに対して失望しないためにも、13 区に不利にならない結論とするべきだった。合併時の約束事をチェックすることも地域協議会の重要な役割。
住民組織を NPO という組織形態で運営することに疑問が生じている。財団法人形式など、別の運営形態が妥当ではないか。	どの形態が最適とは回答し難いが、みんなで議論して実態に合わせていくことが必要。一見、無関心な人たちに議論の場に出てきてもらおうと、熱心な人だけでは解決しない問題にも解決策が出てくる場合がある。
市町村合併後の、地域のビジョンが見えない。浦川原は合併して良かったのか、合併しなくても同様だったのか。	浦川原村も財政的に苦しかったから合併を選んだのだろう。合併しなくとも交付金に依存した財政の自立はなかったし、交付金は減額されている。明るい未来などなかった。違っていたのは自分たちが使い道を決められたかどうか。苦しい中でも苦しみがいのある生き方をしていくしかない。
NPO の世話になどなっていないという人が多いが、駅の清掃をはじめ、みんなが恩恵を得ている。そのことを、ここにいる者が伝えなければいけない。	人が助けてくれていることに気づかない場合が多い。どうやって、伝えていくかだ。
新潟市や糸魚川市の例を見ても、コミュニティに力を入れている。地域に対する思い入れが強いのは地域住民そのものだ。地域のやる気を出させるためには、コミュニティを重視すべきと思う。	自分で全てできる人がいても、その力を自分一人のために使っているのは本当の幸せを得られない。自分が汗をかくことで、回り回って、自分を含めたみんなが豊かになるような地域になればと考える。
回り番だから仕方なく町内会長をやるということでは駄目だ。少なくとも 2 年 1 期を 2 期くらい務めてほしい。また、1 戸や 2 戸の町内会は、既に自治機能を果たせなくなっている。積極的に合併して、力を出し合っていく方向も必要。	町内会長連絡協議会ははじめ地域の諸団体が地域協議会に意見を上げて、そこで議論したことを更に市議会が取り上げる仕組みを考えなければいけない。地域協議会、町内会長連絡協議会、NPO それぞれが、地域を担う公的な意味の強い機関で、皆のために必要な機関なのだから、住民にも参加する気概が欲しい。



平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

1 趣旨	(2) 対象事業
2 各区への配分額	(3) 対象経費
(1) 総事業費	(4) 補助率・限度額の設定
(2) 配分額	5 事業の実施手順等
(3) 残額の取扱い	(1) 採択方針の取扱い
3 募集期間（主なスケジュール）	(2) 事業提案書の受付
4 事業の概要	(3) 提案事業の審査
(1) 実施方法	(4) 事業の紹介・公表

※平成 27 年度地域活動支援事業の概要は、平成 26 年度と同様とする。

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

(2) 運用方針

- 使途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

(3) 審査体制

- 住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、審査を地域協議会に委ねることとする。
- また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながることで、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

- 総事業費を 1 億 8,000 万円とする。

(2) 配分額

- 均等割 126,000 千円 (4,500 千円×28 区) + 人口割 54,000 千円、均等割 7 : 人口割 3

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 最終的な残額を、翌年度に加算することを行わない。

3 募集期間 【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月下旬～ 各地域協議会において採択方針、募集期間等の決定
- ・ 2月下旬 新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
- ・ 3月～ 新年度の募集に向けた相談の受付
- ・ 4月1日～ 事業の募集開始（募集期間は、地域自治区により異なる）
- ・ 募集終了後 地域協議会での審査
- ・ 審査終了後 採択事業の決定・公表
- ・ 採択決定後 補助金の交付決定・事業の実施
- 事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く。）

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないとして市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。
- 地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針を作成する。
 - ・ 各地域協議会において採択方針の検討を行う。なお、検討の結果、変更を行わないことも考えられる。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	・提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	・適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	・地域自治区ごとに設定するもの。	・適否を確認
ウ) 共通審査	・すべての地域自治区の審査で共通するもの。	・5点満点で採点

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組の視点はあるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・ 必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
 - ・ 事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、H26年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
 - ・ 地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。
 - ・ 基本審査について、必要・不要の両方の意見があるが、必要がないとの判断があれば、基本審査を行わないことも可とする。

(4) 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

上教総第7195号
平成26年12月15日

浦川原区地域協議会
会長 藤田 宏 祚 様

上越市長 村山 秀 幸
(教育委員会教育総務課)



浦川原区の小学校の統合について (通知)

平成26年11月21日付けで答申のあった諮問第62号：浦川原区の小学校の統合について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、平成28年度末をもって浦川原区内の3小学校を同時に閉校して、平成29年度から統合校を設置することとし、市議会に所要の条例案を提出します。

通院支え合いモデル事業の検証結果について

1 会員登録者数及び利用者数の実績（カッコは実利用者数） (人)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
会 員	7	0	2	1	4	4	0	0	0	0	2	20
利用者	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	6 (2)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	25 (10)

- ① 会員 20 人のうち利用者は 10 人、残り 10 人は利用実績なし。
- ② 利用者は延べ 25 人で 1 カ月平均 2.3 人しかなく、乗合を調整できた実績はない。
- ③ 利用実績のある 10 人のうち、4 人は現在利用していない。(公共交通利用、地元診療所へ転医、家族送迎、治癒)

2 会員増に向けた取り組み

- ① 負担感が大きいとのことから、400 円の登録料を無料とし、月 500 円の会費を 2 月から利用した月のみ 300 円に、4 月からは無料とした。
- ② 分かりやすい事業の周知のため、事業の説明会をこまめに実施したほか、チラシの配布や該当すると思われる 72 人にローラー作戦で直接呼びかけした。
 - ▶ 説明会等 全町内会対象に (10 会場)、出張なんでも懇談会 (4 会場×2 回)、町内お楽しみ会 (述べ 26 回、12 月～5 月)、地域協議会、公共交通懇話会、町内会長連絡協議会、民生・児童委員協議会等
 - ▶ チラシ等 全戸配布 2 回 (12 月 1 日) (4 月 1 日改訂版)、説明会場で配布 (2 月 1 日改訂版)、総合事務所からのお知らせに掲載 (5 月 1 日、6 月 1 日)

3 分析及び考察

- ① 事業のニーズやタクシー利用の実態把握のために実施したアンケートでは、83 人から事業利用の意向が示された。

アンケート調査で利用意向を示した 83 人の動向

会員登録済	未登録 67				
	死亡・施設入所	受診なし	家族が送迎	地元病院へ	公共交通利用
16	13	17	29	5	3

- ② 将来のことを考えて利用の意向を示した人が多かったが、現状は乗合を希望する人は少なく、会員登録した人は 16 人とどまっている。
- ③ 「家族が送迎」の内容は、以前からのものが多い (16 人) が、乗合は希望しないとの理由 (時間調整、気兼ねなど) から家族送迎しているもの 9 人、その他 4 人となっている。
- ④ 利用経験者 10 人のうち 4 人は現在利用がなく、実利用者は高田方面が 3 人 (内ご夫婦で利用 2 人)、直江津方面がご夫婦の利用で 2 人、犀潟病院が 1 人という状況である。
- ⑤ 実質 6 人しかいない利用者間での乗合調整 (マッチング) は不可能な状況で、今後も会員登録者の大きな増加は見込めず、事業としての継続は難しい。
- ⑥ 乗合調整の実績が 1 件もない状況で、本格運行に向けた一般乗合旅客自動車運送による運輸局の許可を得ることは厳しい状況である。

4 今後の方針

- ① 平成 26 年 12 月 15 日 (運輸局運行許可期限) をもってモデル事業を廃止とする。
- ② 利用者、会員登録者へは状況を説明し理解を得る。

浦川原区地域協議会

会 長 藤 田 宏 禎 様

上越市選挙管理委員会

委員長 面 條 達 男

「投票区・投票所の見直し計画」の策定について

平成 26 年 9 月 22 日付け、上選委第 179 号で情報提供させていただきました「投票区・投票所の見直し計画（案）」について、12 月 2 日開催の平成 26 年第 18 回上越市選挙管理委員会定例会において、原案のとおり決定いたしましたことをお知らせいたします。

なお、本計画については、先に配布させていただいた内容と変わりありませんので、勝手ながら添付は省かせていただきます。

また、本計画策定に当たり実施いたしましたパブリックコメントでは、意見が寄せられませんでしたので、併せてお知らせします。

本計画の適用は、来年 4 月執行予定の新潟県議会議員一般選挙からですので、よろしくお願いたします。